

整理番号	経-法申-17
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当） 名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3781)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	中小小売商業振興法に係る高度化事業認定計画の変更の認定
概要	中小小売商業振興法で認定を受けた高度化事業計画について変更をする場合は、当該変更について変更の申請を提出しなければいけません。
根拠法令等 及び条項	中小小売商業振興法第4条第1項～第3項、第6項 中小小売商業振興法施行令第9条第1項
審査基準	・法第4条第1項 から第6項 までの規定による認定を受けた者、同条第3項第3号 イ若しくはロ若しくは第4項第2号 に規定する会社又は同条第6項 に規定する特定会社は、同条第1項 から第6項 までの規定による認定を受けた高度化事業計画（次項において「認定計画」という。）の変更をしようとするときは、当該変更が第2条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の経済産業大臣（法第4条第4項 又は第5項 の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更については、主務大臣）の認定を受けなければならない。（法施行令第9条第1項）
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	経済戦略局産業振興部産業振興課
提出時期	随時
提出方法	中小小売商業振興法第4条第1項～第3項、第6項の高度化事業計画の認定方法に準ずる。
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局産業振興部産業振興課
ホームページ	
備考	